

2025年4月1日より 建築確認申請関係の手数料が変わります

2022年6月公布、2025年4月施行の建築基準法・建築物省エネ法改正に伴い、省エネ基準適合義務化など、建築確認における審査項目が追加されるため、**建築確認・完了検査の手数料が変わります。**
申請の際は、**手数料の額**(県証紙の貼付額)に十分ご注意ください。

1 確認申請手数料

申請に係る床面積の合計	改正前	改正後		
		基本額	仕様基準加算額※1,※2	
			一戸建ての住宅	共同住宅等
30㎡以下	8,000円	10,000円	+13,000円	+24,000円
30㎡超100㎡以下	14,000円	21,000円		
100㎡超200㎡以下	21,000円	34,000円		
200㎡超300㎡以下	27,000円	44,000円	+14,000円	+37,000円
300㎡超500㎡以下				
500㎡超1,000㎡以下	49,000円	57,000円		
1,000㎡超2,000㎡以下	68,000円	82,000円		
2,000㎡超5,000㎡以下	204,000円	246,000円		
5,000㎡超10,000㎡以下			+77,000円	
10,000㎡超50,000㎡以下	328,000円	389,000円		
50,000㎡超	623,000円	694,000円		

※1 仕様基準加算額の算定においては、審査対象となる床面積の合計となります。

※2 省エネ基準への適合確認には、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等より「省エネ適判」を受ける必要がありますが、「仕様基準」又は「誘導仕様基準」により省エネ性能を評価する住宅は、確認申請手続きの中で適合を確認するため、「基本額」+「仕様基準加算額」=「確認申請手数料」となります。

2 完了検査申請手数料

申請に係る床面積の合計	改正前		改正後	
	中間検査なし	中間検査あり	中間検査なし	中間検査あり
30㎡以下	14,000円	12,000円	19,000円	16,000円
30㎡超100㎡以下	17,000円	15,000円	29,000円	27,000円
100㎡超200㎡以下	23,000円	21,000円	42,000円	39,000円
200㎡超500㎡以下	30,000円	29,000円	55,000円	54,000円
500㎡超1,000㎡以下	52,000円	49,000円	69,000円	65,000円
1,000㎡超2,000㎡以下	72,000円	65,000円	100,000円	93,000円
2,000㎡超10,000㎡以下	175,000円	165,000円	260,000円	250,000円
10,000㎡超50,000㎡以下	284,000円	270,000円	406,000円	393,000円
50,000㎡超	563,000円	549,000円	705,000円	692,000円

※工作物・建築設備、中間検査申請の手数料に改正はありません。

■ 注 意 ■

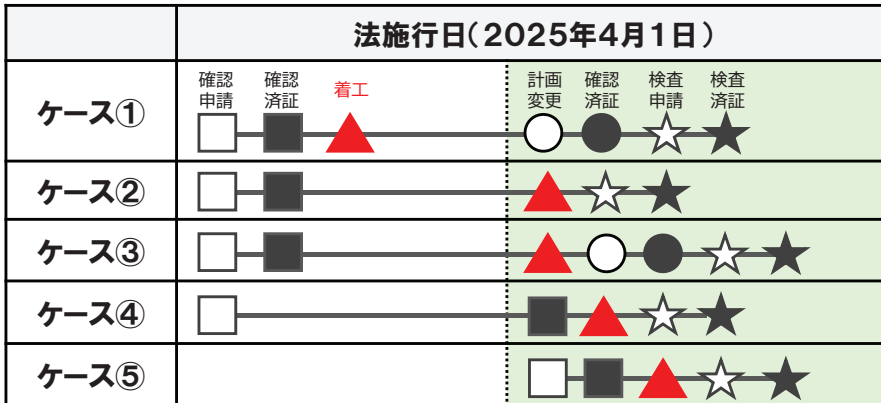
- 上記は、山形県が審査・検査する場合の手数料です。山形市・米沢市・鶴岡市・酒田市・天童市又は(株)山形県建築サポートセンターなどの指定確認検査機関の手数料は、各機関へお問い合わせください。
- 改正後の手数料は、2025年4月1日以降に市町村で受け付けたものが対象となりますが、以下の経過措置があります。

■ 経過措置 ■

- ①2025年4月1日より前に工事に着手した建築物の計画変更確認申請・完了検査申請の手数料は、改正前の手数料となります。
- ②2025年4月1日より前に確認済証の交付を受け、同日以降に着手した建築物で、「仕様基準」又は「誘導仕様基準」により基準適合の審査を受ける場合の完了検査申請の手数料は、改正後の完了検査申請手数料に確認申請手数料の仕様基準加算額を加算した額となります。

手数料算定例

施行日をまたぐケース



算定例

(一戸建ての住宅、床面積合計150㎡、中間検査なしの場合で試算)

パターン1 省エネ評価が仕様基準の場合

	確認申請	計画変更確認申請	完了検査申請
ケース①	改正前 21,000円	改正前 (変更面積に応じた額) ※経過措置①	改正前 23,000円 ※経過措置①
ケース②	改正前 21,000円	-	改正後 55,000円 基本額42,000円+加算額13,000円 ※経過措置②
ケース③	改正前 21,000円	改正後 変更面積に応じた額+加算額13,000円	改正後 42,000円
ケース④	改正前 21,000円※1	-	改正後 42,000円
ケース⑤	改正後 47,000円 基本額34,000円+加算額13,000円	-	改正後 42,000円

パターン2 省エネ評価が省エネ適判の場合※2、3

	確認申請	計画変更確認申請	完了検査申請
ケース①	改正前 21,000円	改正前 (変更面積に応じた額) ※経過措置①	改正前 23,000円 ※経過措置①
ケース②	改正前 21,000円	-	改正後 42,000円
ケース③	改正前 21,000円	改正後 (変更面積に応じた額)	改正後 42,000円
ケース④	改正前 21,000円※1	-	改正後 42,000円
ケース⑤	改正後 34,000円	-	改正後 42,000円

※1 ケース④の場合、改正後の法律で建築確認の審査を行いますが、手数料は改正前の手数料となります。(追加納付は不要です。)

※2 **住宅性能評価書**や、長期優良住宅の**認定証等**を添付した場合も同様の金額となります。

※3 建築物エネルギー消費性能適合性判定(**省エネ適判**)や**住宅性能評価等**の料金は別途必要となります。

問合せ先

県土整備部建築住宅課 電話 023-630-2641
 村山総合支庁建設部建築課 電話 023-621-8236 最上総合支庁建設部建築課 0233-29-1419
 置賜総合支庁建設部建築課 電話 0238-26-60904 庄内総合支庁建設部建築課 0235-66-5643

■確認申請手数料、中間検査申請手数料、完了検査申請手数料の区分と額について

(山形県証紙を各申請書に添付してください)

床面積の合計 ※中間検査の場合は検査対象面積	確認申請手数料	完了検査申請手数料		中間検査 申請手数料
		中間検査無し	中間検査有り	
30㎡以内	10,000	19,000	16,000	12,000
30㎡を超え100㎡以内	21,000	29,000	27,000	14,000
100㎡を超え200㎡以内	34,000	42,000	39,000	22,000
200㎡を超え500㎡以内	44,000	55,000	54,000	29,000
500㎡を超え1,000㎡以内	57,000	69,000	65,000	51,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	82,000	100,000	93,000	68,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	246,000	260,000	250,000	160,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	389,000	406,000	393,000	259,000
50,000㎡を超えるもの	694,000	705,000	692,000	530,000

(備考)

1 確認申請

- 1) 計画変更確認申請、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途を変更する場合は、当該申請部分の床面積の2分の1の床面積(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する手数料になります。
- 2) 全体計画の認定を受けた場合は、上記とは別の手数料になります。
- 3) 省エネ基準適合を仕様基準・誘導仕様基準により評価した住宅は、以下の加算額を加えた手数料となります。

床面積の合計 ※仕様基準による審査部分の床面積	仕様基準加算額	
	一戸建ての住宅	共同住宅等
200㎡以内	13,000	24,000
200㎡を超え300㎡以内	14,000	37,000
300㎡を超え2,000㎡以内		59,000
2,000㎡を超え5,000㎡以内		77,000
5,000㎡を超えるもの		

- 4) 令和7年4月1日より前に着手した建築物の計画変更確認申請手数料は、改正前の手数料となります。

2 完了検査

- 1) 建築物を移転、大規模な修繕又は大規模な模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の床面積に対応する手数料になります。
- 2) 令和7年4月1日より前に着手した建築物は、改正前の手数料となります。
- 3) 令和7年4月1日より前に確認済証の交付を受け、同日以降に着手した建築物で、仕様基準・誘導仕様基準により基準適合の審査を受ける場合は、仕様基準加算額を加えた手数料となります。

3 中間検査

- 1) 基礎及び地中ばりの配筋工事に係る中間検査は、1階の床面積に対応する手数料になります。
- 2) 2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事又は2階の床版の取付工事に係る中間検査は、2階の床面積になります。
- 3) 建築物を移転、大規模な修繕又は大規模な模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の床面積に対応する手数料になります。

建築設備・工作物	確認申請手数料	完了検査 申請手数料	計画変更 申請手数料
エレベーター・エスカレーター	10,000	15,000	6,000
小荷物専用昇降機	5,000	9,000	4,000
工作物	9,000	10,000	5,000

■建築基準法における許可・認定等申請手数料の区分と額について

(山形県証紙を各申請書に添付してください)

法条文	手数料の名称	申請手数料
法第7条の6第1項第1号	仮使用認定申請	120,000
法第43条第2項第1号	建築物敷地と道路との関係の建築認定申請	27,000
法第43条第2項第2号	建築物敷地と道路との関係の建築許可申請	33,000
法第44条第1項第2号	公衆便所等の道路内における建築許可申請	33,000
法第44条第1項第3号	道路内における建築認定申請	27,000
法第44条第1項第4号	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請	160,000
法第47条ただし書	壁面線外における建築許可申請	160,000
法第48条第1項～第14項ただし書	用途地域における建築等許可申請	180,000
法第51条ただし書	特殊建築物等敷地許可申請	160,000
法第52条第6項3号	建築物の容積率の特例認定申請	27,000
法第52条第10項、第11項又は第14項	建築物の容積率の特例許可申請	160,000
法第53条第5項	建築物の建ぺい率の特例許可申請	33,000
法第53条第6項第3号	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請	33,000
法第55条第2項	建築物の高さの特例認定申請	27,000
法第55条第3項	建築物の高さの特例許可申請	160,000
法第55条第4項各号	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請	160,000
法第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例許可申請	160,000
法第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000
法第58条第2項	高度地区における建築物の各部分の高さの許可申請	160,000
法第59条第1項第3号	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請	160,000
法第59条第4項	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請	160,000
法第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請	160,000
法第68条の7第5項	予定道路に係る建築物の容積率に関する特例許可申請	160,000
法第85条第6項		55,000
法第87条の3第6項【1月以内】		
法第85条第6項	仮設建築物建築許可申請	80,000
法第87条の3第6項【1月を超え3月以内】	(興行場等の使用許可申請)	
法第85条第6項		120,000
法第87条の3第6項【3月超】		
法第85条第7項	仮設建築物建築許可申請	160,000
法第87条の3第7項【1年超】	(特別興行場等の使用許可申請)	
法第86条第1項【建築物の数が1又は2】	一団地の建築物の特例認定申請	78,000
法第86条第1項【2を超えた1棟あたり】		+(28,000)
法第86条第2項【建築等するもの数1】	既存建築物を前提とした建築物の特例認定申請	78,000
法第86条第2項【1を超えた1棟あたり】		+(28,000)
法第86条の2第1項【建築物の数1】	一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造認定申請	78,000
法第86条の2第1項【1を超えた1棟あたり】		+(28,000)
法第86条の5第1項【建築物の数0】	一の敷地とみなす認定又は許可の取消し申請	6,400
法第86条の5第1項【加算1棟あたり】		+(12,000)
法第86条の6第2項	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000
令第137条の12第6項	既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000
令第137条の12第7項	既存建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000

■全体計画認定申請手数料の区分と額について

(山形県証紙を各申請書に添付してください)

床面積の合計	全体計画認定手数料	全体計画変更認定手数料	全体計画認定を受けた建築確認申請手数料
30㎡以内	8,000	8,000	<u>6,000</u>
30㎡を超え100㎡以内	14,000	14,000	<u>12,000</u>
100㎡を超え200㎡以内	21,000	21,000	<u>19,000</u>
200㎡を超え500㎡以内	27,000	27,000	<u>25,000</u>
500㎡を超え1,000㎡以内	49,000	49,000	<u>33,000</u>
1,000㎡を超え2,000㎡以内	68,000	68,000	<u>48,000</u>
2,000㎡を超え10,000㎡以内	204,000	204,000	<u>144,000</u>
10,000㎡を超え50,000㎡以内	328,000	328,000	<u>225,000</u>
50,000㎡を超えるもの	623,000	623,000	<u>383,000</u>

(備考)

1 全体計画認定申請

大規模の修繕、大規模の模様替をする場合は、当該修繕、模様替に係る部分の床面積の2分の1の床面積に対応する手数料になります。

2 全体計画変更認定申請

認定を受けた全体計画の変更をして、建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替をする場合、当該部分の床面積の2分の1の床面積(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する手数料になります。

3 全体計画の認定を受た確認申請

1) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして、建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替をする場合、当該部分の床面積の2分の1の床面積(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する手数料になります。

2) 省エネ基準適合を仕様基準・誘導仕様基準により評価した住宅は、以下の加算額を加えた手数料となります。

床面積の合計 ※仕様基準による審査部分の床面積	仕様基準加算額	
	一戸建ての住宅	共同住宅等
<u>200㎡以内</u>	<u>13,000</u>	<u>24,000</u>
<u>200㎡を超え300㎡以内</u>	<u>14,000</u>	<u>37,000</u>
<u>300㎡を超え2,000㎡以内</u>		<u>59,000</u>
<u>2,000㎡を超え5,000㎡以内</u>		<u>77,000</u>
<u>5,000㎡を超えるもの</u>		

■確認申請手数料、中間検査申請手数料、完了検査申請手数料の区分と額について

(山形県証紙を各申請書に添付してください)

床面積の合計 ※中間検査の場合は検査対象面積	確認申請手数料	完了検査申請手数料		中間検査 申請手数料
		中間検査無し	中間検査有り	
30㎡以内	8,000	14,000	12,000	12,000
30㎡を超え100㎡以内	14,000	17,000	15,000	14,000
100㎡を超え200㎡以内	21,000	23,000	21,000	22,000
200㎡を超え500㎡以内	27,000	30,000	29,000	29,000
500㎡を超え1,000㎡以内	49,000	52,000	49,000	51,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	68,000	72,000	65,000	68,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	204,000	175,000	165,000	160,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	328,000	284,000	270,000	259,000
50,000㎡を超えるもの	623,000	563,000	549,000	530,000

(備考)

1 確認申請

- 1) 計画変更確認申請、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途を変更する場合は、当該申請部分の床面積の2分の1の床面積(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する手数料になります。
- 2) 全体計画の認定を受けた場合は、上記とは別の手数料になります。

2 完了検査

建築物を移転、大規模な修繕又は大規模な模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の床面積に対応する手数料になります。

3 中間検査

- 1) 基礎及び地中ばりの配筋工事に係る中間検査は、1階の床面積に対応する手数料になります。
- 2) 2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事又は2階の床版の取付工事に係る中間検査は、2階の床面積に対応する手数料になります。
- 3) 建築物を移転、大規模な修繕又は大規模な模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の床面積に対応する手数料になります。

建築設備・工作物	確認申請手数料	完了検査 申請手数料	計画変更 申請手数料
エレベーター・エスカレーター	10,000	15,000	6,000
小荷物専用昇降機	5,000	9,000	4,000
工作物	9,000	10,000	5,000



2025年4月1日施行 改正建築基準法・建築物省エネ法 施行日前の確認申請書の提出について

令和7年4月1日施行の建築基準法・建築物省エネ法改正に伴い、審査省略制度の対象範囲の見直しや省エネ基準の適合義務化等が開始になります。

法改正の施行は「**工事着手日**」を基準として適用されます。

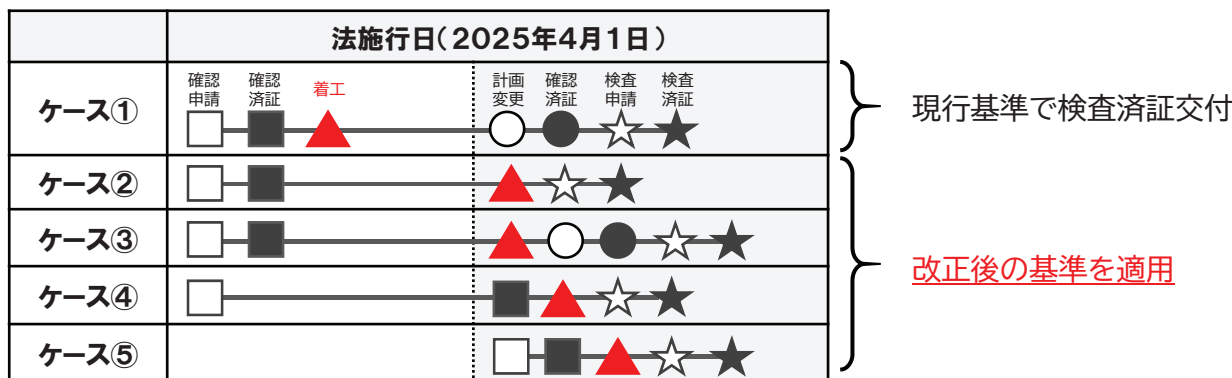
法改正施行日前に確認申請を提出される場合、以下の点をお願いします。

3月中に工事着手する場合、余裕をもって確認申請を提出してください。

4号建築物は、3月14日(金)までの提出をお願いします。

- ※山形県が審査する場合のお願いです。山形市・米沢市・鶴岡市・酒田市・天童市又は(株)山形県建築サポートセンターなどの指定確認検査機関へ申請する場合は、各機関へお問い合わせください。
- ※3月14日までに提出された場合であっても、申請の内容によっては、3月31日までに確認済証を交付できない場合があります。(ケース④となる)
- ※年度末に申請が集中することが想定されますので、できる限り早めの申請をお願いします。

施行日前後の基準の適用



ケース②, ③について

- ※3月までに確認済証が交付され、4月1日以降に工事に着手する場合、計画変更確認申請や完了検査において、改正後の法律の審査に必要な書類（構造・省エネ等に係る図書）を追加で提出していただきます。
- ※確認済証交付時点で、適用される基準（構造・省エネ等）への審査が行われていないこととなりますので、施工にあたっては十分ご注意くださいようお願いいたします。

ケース④について

- ※3月中に確認済証が交付されなかった場合、改正後の法律の審査に必要な書類（構造・省エネ等に係る図書）を追加で提出していただきます。
- ※追加書類は、4月1日以降速やかに提出してください。なお、追加書類の提出が無い場合は確認済証は交付されません。

問合せ先

県土整備部建築住宅課 電話 023-630-2641
 村山総合支庁建設部建築課 電話 023-621-8236 最上総合支庁建設部建築課 0233-29-1419
 置賜総合支庁建設部建築課 電話 0238-26-6090 庄内総合支庁建設部建築課 0235-66-5643

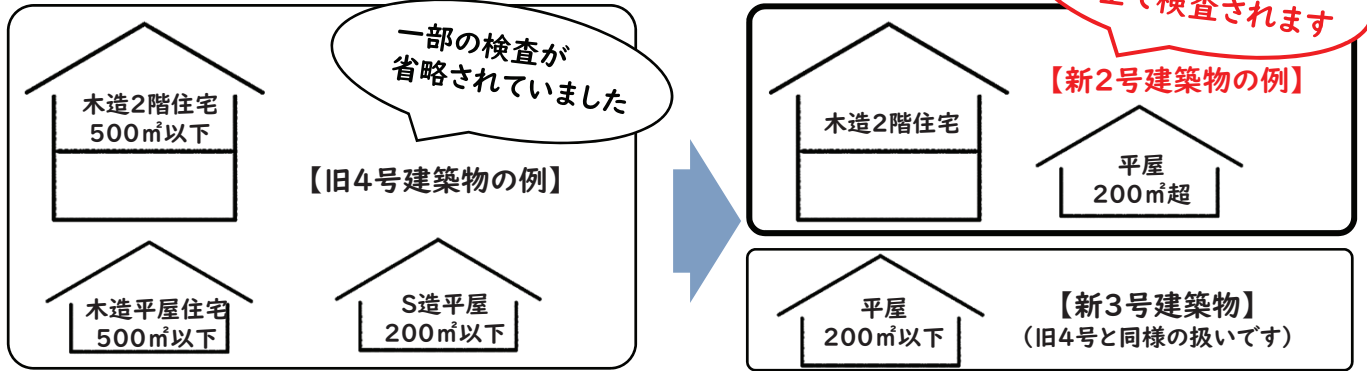


2025年4月1日以降に着工する建築物の

資料5

完了検査手続きのお知らせ

改正建築基準法・建築物省エネ法(2025.4.1施行)により、これまで4号特例の対象であった建築物で新2号となるものは、完了検査時に準備する書類などが大幅に増えますので、以下の点にご注意ください。(詳しくは審査機関にご確認ください)



(1) 見えない所を確認できるよう写真等の工事監理記録等をご準備ください

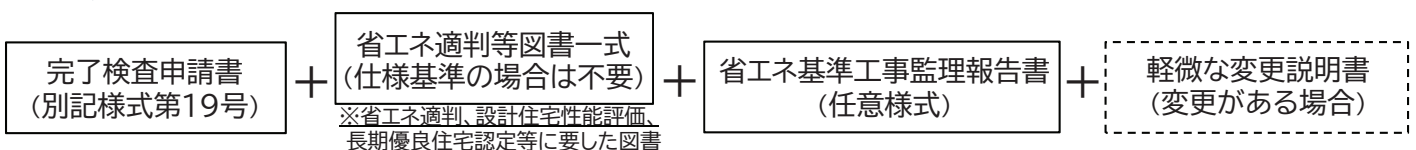
- ・準備する工事監理記録等 工事写真 自主検査記録 納品書 など
- ・確認する内容【例】 ※ 目視確認、工事監理者聞き取り等で確認できないもののうち、抽出して確認します
※ 完了検査申請書第四面の工事監理の状況、省エネ基準工事監理報告書の内容に沿って検査します

材料	構造耐力上主要な部分の品質 鉄筋、コンクリート、木材(柱、はり、筋かい、耐力面材、土台 等)接合金物・接合具(釘 等)
地盤	支持地盤の状況(地盤調査、地盤改良の状況 等)
鉄筋 コンクリート	配筋の状況(底盤、立上り、開口補強、配管スリーブ 等)、型枠施工状況 アンカーボルト等の設置状況(埋め込み長さ 等) 脱型時の状況(出来高 等) ジャンカ、コールドジョイントの有無
木造の部分	防腐防蟻処理の状況 柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁行筋かい等構造材の配置状況、大臣認定品施工状況 主要構造部及び構造上耐力上主要な部分の接合状況(接合金物 等)
屋根	瓦等、屋根ふき材の留付状況
内装仕上	天井、壁、仕上材料の種類、性能(不燃 等)
断熱工事	断熱材の性能が分かるもの(納品書、ラベル 等) 断熱材の施工状況、厚さ等(基礎、壁、天井、熱橋部 等)
省エネ基準	サッシ等開口部や設備機器の仕様、性能が分かるもの ※完了検査申請書に省エネ適判等図書や省エネ基準工事監理報告書の添付が別途必要 国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html

(2) 検査済証の交付を受けるまで建築物を使用できませんのでご注意ください

(3) 省エネ基準の適合についても検査対象となります

・完了検査申請時の図書(新2号の場合)



問合せ先

県土整備部建築住宅課 電話 023-630-2641
村山総合支庁建設部建築課 電話 023-621-8236
置賜総合支庁建設部建築課 電話 0238-26-6090

最上総合支庁建設部建築課 0233-29-1419
庄内総合支庁建設部建築課 0235-66-5643

県改正法HP



第6章 参考資料等
■省工ネ基準工事監理報告書（仕様基準）

※ 特定行政庁が規則で定める様式がある場合には、当該様式を使用すること。

仕様様式

省工ネ基準工事監理報告書（仕様基準）

令和 年 月 日

様

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

工事の監理状況を報告します。
 この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

報告内容（以下の項目について申請図書を通り竣工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照会を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 構造躯体部の断熱補填の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や窓の設置状況を含む）		A・B・C	適・不適
2. 暖房設備	① 暖房方式		A・B・C	適・不適
	② 暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
3. 冷房設備	① 冷房方式		A・B・C	適・不適
	② 冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
4. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 非居室の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
5. 照明設備	① 非居室の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適

【注釈】
 1. 仕様基準は、「住宅仕様基準」により専断工ネ基準より調整性基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
 2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備に係る項目の監理は不要です。
 3. 「照会を行った設計図書」の欄は、建築省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照会を行った図書を記載してください。
 4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。に該当する場合は、確認に用いた具体的な手順を記載してください。
 A:目視による立会い確認 B:計測等による立会い確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

■省エネ基準工事監理報告書（標準計算）

※ 特定行政庁が規則で定める様式がある場合には、当該様式を使用すること。

任意様式

省エネ基準工事監理報告書（標準計算）

令和 年 月 日

様

省エネ基準工事監理報告書（標準計算）

工事監理者

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照会を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 基本情報	① 建て方、居室の構成等	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	② 片面積算（注たる居室、その他の居室、共同積算計、取付け等）	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	③ 熱的密閉となる部位、面積	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	④ 熱的密閉となる箇所、外壁等の部位の仕様、熱貫流率	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	⑤ 窓の仕様、設置状況（付属部材等の設置状況を含む）	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
2. 外皮	④ 構造熱部材の断熱構造の仕様、範囲（断熱コンクリート造の場合）	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	⑤ 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	① 取付方式、暖房設備機器の種類	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	② 暖房設備機器の仕様、性能	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	③ 暖房設備等の設置状況	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
3. 暖房設備	① 冷房方式、冷房設備機器の種類	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	② 冷房設備機器の仕様、性能	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	③ 冷房設備等の設置状況	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
4. 冷房設備	① 換気方式、換気設備の仕様、性能	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	② 換気設備等の設置状況	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
5. 換気設備	① 給湯設備の有無、熱源機の種類	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	② 給湯設備機器の仕様、性能	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	③ ふろ湯機、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
6. 給湯設備	① 主たる居室、その他の居室、非居室の照明設備の種類、照度等の設置状況	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	② 照明設備	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照会を行った設計図書	確認方法	確認結果
8. 太陽光発電設備	① パワーコンディショナの低下負荷効率	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	② 太陽電池アレイの種類、容量	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	③ パネルの設置状況	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
9. 太陽熱利用設備	① 太陽熱利用設備の種類	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	② 液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	③ 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	④ 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	⑤ 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
10. コージェネレーション設備	① コージェネレーション機器の品番、種類	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適
	② 逆潮流の有無	・ A・B・C	・ A・B・C	・ 適・不適

【注意】

- 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備が無い場合は、当該設備に係る項目の記載は不要です。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものをすべて記入してください。Cに該当する場合は、確認に用いた図書の図面を添付してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものをすべて記入してください。A・B・Cに該当する場合は、確認に用いた図書の図面を添付してください。

A: 目視による立会い確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等、試験成績書等による確認

(2) 軽微変更関係

1) 軽微変更説明 (住宅・標準計算)

<p>(参考様式)</p> <p>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (住宅・標準計算) (第一面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p> <p>申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。</p>		<p>2025年 〇月 〇日</p> <p style="text-align: center;">建築主様</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 建築 建太郎</p>	
<p>(1) 建築物等の名称</p> <p>〇マンション新築工事</p>		<p>(1) 建築物等の名称</p> <p>〇マンション新築工事</p>	
<p>(2) 建築物等の所在地</p> <p>東京都千代田区〇1-1-1</p>		<p>(2) 建築物等の所在地</p> <p>東京都千代田区〇1-1-1</p>	
<p>(3) 省エネ適合判定年月日・番号</p> <p>〇〇〇-〇〇-2025-0-0-00000</p>		<p>(3) 省エネ適合判定年月日・番号</p> <p>000-00-2025-0-0-00000</p>	
<p>(4) 変更の内容</p> <p><input type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更</p> <p><input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (建築物の用途や計算方法の変更を除く。)</p>		<p>(4) 変更の内容</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更</p> <p><input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (建築物の用途や計算方法の変更を除く。)</p>	
<p>(5) 備考</p>		<p>(5) 備考</p>	
<p>(注意)</p> <p>1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。</p> <p>2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。</p>		<p>(注意)</p> <p>1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。</p> <p>2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。</p>	
<p>受付欄</p>		<p>受付欄</p>	

(記入例)

(参考様式)
(第二面)
<p>【A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更】</p> <p>・変更内容は、<input type="checkbox"/>チェックに該当する事項となる</p> <p>次の①から④に該当する変更</p> <p><input type="checkbox"/> ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは日射熱取得率が增加しない変更（外皮面積が 変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更</p> <p><input type="checkbox"/> ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更</p> <p><input type="checkbox"/> ③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）</p> <p><input type="checkbox"/> ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設</p> <p>・上記<input type="checkbox"/>チェックについて具体的な変更の記載欄</p>
<p>・添付図書等</p>
<p>(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。</p>

(参考様式)
(第二面)
<p>【A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更】</p> <p>・変更内容は、<input type="checkbox"/>チェックに該当する事項となる</p> <p>次の①から④に該当する変更</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは日射熱取得率が增加しない変更（外皮面積が 変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更</p> <p><input type="checkbox"/> ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）</p> <p><input type="checkbox"/> ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設</p> <p>・上記<input type="checkbox"/>チェックについて具体的な変更の記載欄</p> <p>以下の変更を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁断熱材種別等の変更（熱抵抗値基準） XPS2 種 b A 厚 40 mm（熱抵抗値 1.1）→吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 A 種 1 厚 40 mm（熱抵抗値 1.1） ・ トイレ照明器具に人感センサー設置
<p>・添付図書等</p> <p>断面図、照明住戸平面図、照明器具姿図</p>
<p>(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。</p>

(参考様式)
(第三面)
【B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前の BEI = () ≤ 1.0 ・ 変更内容は、①または②に該当する変更となる
<input type="checkbox"/> ① 床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減
<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前の U_A 値 = () × 0.9、変更前の η_{AC} 値 = () ≤ () × 0.9
<input checked="" type="checkbox"/> ② 外皮に係る変更で以下のいずれか
<input type="checkbox"/> 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更 <input type="checkbox"/> 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能 もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 <input type="checkbox"/> 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮 の断熱性能が低下する変更 <input type="checkbox"/> 基礎断熱の基礎形状等の変更
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 <input type="checkbox"/> チェックについて具体的な変更の記載欄
<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、 具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)
(第三面)
【B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前の BEI = (0.86) ≤ 1.0 ・ 変更内容は、①または②に該当する変更となる
<input type="checkbox"/> ① 床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減
<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前の U_A 値 = (0.61) ≤ (0.87) × 0.9、変更前の η_{AC} 値 = (1.6) ≤ (2.8) × 0.9
<input checked="" type="checkbox"/> ② 外皮に係る変更で以下のいずれか
<input checked="" type="checkbox"/> 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更 <input type="checkbox"/> 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能 もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 <input type="checkbox"/> 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮 の断熱性能が低下する変更 <input type="checkbox"/> 基礎断熱の基礎形状等の変更
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 <input type="checkbox"/> チェックについて具体的な変更の記載欄
以下の変更を実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開口部面積の増加 変更前合計 13.23 m^2 → 変更後 14.10 m^2 (外皮面積 240.0 m^2 × 1/200 = 1.2 m^2)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付図書等
住戸キープラン、建具表
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、 具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

改正建築基準法・建築物省エネ法に係る 「建築士サポートセンター」を開設

各種申請手続きを 無料 でサポートします

国土交通省では、令和7年4月から全面施行される改正建築基準法・建築物省エネ法に関する確認申請手続き等を円滑に進めるため、申請者（建築士等）を個別にサポートする体制を全都道府県において構築します。山形県では令和7年1月6日（月）より、山形県建築士会に「建築士サポートセンター」を開設します。

建築士サポートセンターの概要

● サポート内容

【申請図書関係】

- ・ 新たに添付が必要となる図書等の種類及び記載方法
- ・ 完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法

【構造関係】

- ・ 壁量計算等の改正概要、設計支援ツールの参照や使用方法

【省エネ関係】

- ・ 省エネ適判の手続方法、仕様基準によるチェックや記載方法
- ・ 省エネ計算の種類と特徴
- ・ 外皮計算シート・Webプロの参照先・入力方法
- ・ 省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法

（注）記載内容や算定方法の適否、建築計画の法適合性について判断するものではなく、確認検査の一部を行うものではありません。また、コンサル業務も行いません。

- サポート期間：令和7年1月6日（月）から受付開始

- サポート費用：無料

- サポート申込方法

「建築士サポート申込書」に必要事項を記載のうえ、メール又はFAXにより建築士サポート事務局（山形県建築士会事務局）までお送りください。

- サポート実施の流れ：「建築士サポートセンターのサポートの流れ」を参照

問合せ・申込み

建築士サポートセンター事務局（一般社団法人山形県建築士会事務局）

電話：023-643-4568 FAX：023-643-4562

メールアドレス：mail@yamagata-ken.org

◆建築士サポート申込書

申込日：令和 7年__月__日

申込者氏名			勤務先		
連絡先電話			FAX		
E-mail					
主な立場	<input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
職 種	<input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 宅建業者 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
建物所在地	山形県	市・町・村	構 造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他	
階 数	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階以上		延床面積	<input type="checkbox"/> ～200㎡ <input type="checkbox"/> 200～300㎡ <input type="checkbox"/> 300㎡～	
希望するサポート内容	<input type="checkbox"/> 申請図書関係（確認申請の必要図書と記載方法等） <input type="checkbox"/> 構造関係（壁量計算、柱の小径計算等の概要やツールの使用方法等） <input type="checkbox"/> 省エネ関係（省エネ計算の手続き、記載方法、種類と特徴、計算シートの使用法等） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
申請書等の提出予定先	<input type="checkbox"/> 特定行政庁（県・市） <input type="checkbox"/> 山形県建築サポートセンター <input type="checkbox"/> その他の機関（ ）				

以下の留意事項をご確認いただき、**チェック欄にレ点をご記入**ください。

- 本サポートは、個別の建築計画の法適合性について判断するものではなく、確認検査の一部を行うものではありません。また、具体的な建築計画へのコンサル業務は行いません。相談物件に係る建築確認申請等は、申請者自身の責任において行ってください。
- 本申込書にご記入いただいた個人情報は、本サポート業務のためにのみ使用し、他の目的では一切使用しません。また、サポート業務の中で知り得た情報について第三者に漏洩いたしません。

上記の内容を確認し、同意しました。

◆建築士サポートセンターのサポートの流れ

ステップ1 建築士サポート事務局に申込み

- 「建築士サポート申込書」に必要事項を記載のうえ、**メール又はFAX**により建築士サポート事務局（山形県建築士会事務局）までお送りください。
- 建築士サポート事務局で申込内容を確認し、ご依頼者に対して事前に希望するサポートの内容等をお聞きします。
 ※ 相談日まで日数をいただきますので**余裕を持ってお申込みください。**
 ※ わからないこと・不安なことなどがあれば、お気軽に事務局までお問い合わせください。

ステップ2 サポート員との調整・サポート決定

- 建築士サポート事務局でサポート員との調整を行い、サポートが決定しましたらご依頼者あてに連絡します。

ステップ3 相談内容の事前確認

- ご依頼者から申請書類・図面一式をサポート事務局にメールにてPDFで提出していただき、サポート員に送付します。

ステップ4 相談日時の決定とサポートの実施

- ご依頼者に相談日時、相談場所、サポート員等についてサポート事務局から連絡します。
- ご提出された申請書類・図面等一式についてサポート員がアドバイス（助言・指導等）を行います。
 ※ **記載内容や算定方法の適否など確認検査業務を行うものではありません。**
 ※ **具体的な計画への設計・コンサル業務は行いません。**

◆建築士サポート申込書

申込日：令和 7年 月 日

申込者氏名		勤務先	
連絡先電話		F A X	
E-mail			
主な立場	<input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
職 種	<input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 宅建業者 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
建物所在地	山形県 市・町・村	構 造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> R C造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他
階 数	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階以上	延床面積	<input type="checkbox"/> ～200 m ² <input type="checkbox"/> 200～300 m ² <input type="checkbox"/> 300 m ² ～
希望するサポート内容	<input type="checkbox"/> 申請図書関係（確認申請の必要図書と記載方法等） <input type="checkbox"/> 構造関係（壁量計算、柱の小径計算等の概要やツールの使用方法等） <input type="checkbox"/> 省エネ関係（省エネ計算の手続き、記載方法、種類と特徴、計算シートの使用法等） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
申請書等の提出予定先	<input type="checkbox"/> 特定行政庁（県・市） <input type="checkbox"/> 山形県建築サポートセンター <input type="checkbox"/> その他の機関（ ）		

以下の留意事項をご確認いただき、チェック欄にレ点をご記入ください。

- 本サポートは、個別の建築計画の法適合性について判断するものではなく、確認検査の一部を行うものではありません。また、具体的な建築計画へのコンサル業務は行いません。相談物件に係る建築確認申請等は、申請者自身の責任において行ってください。
- 本申込書にご記入いただいた個人情報、本サポート業務のためにのみ使用し、他の目的では一切使用しません。また、サポート業務の中で知り得た情報について第三者に漏洩いたしません。

上記の内容を確認し、同意しました。

盛土

盛土等の規制が
始まります

切土

令和7年4月から盛土規制法の規制が始まります!!

■ 盛土規制法の概要

盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、土地の用途(宅地、森林、農地等)に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制
(旧「宅地造成等規制法」を抜本的に改正、R4.5月公布、R5.5月施行)



R3.7月 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟

盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針

1. スキマのない規制

盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可対象に

2. 盛土等の安全性の確保

災害防止のために必要な許可基準を設定し、基準に沿って安全対策が行われているか確認

3. 責任の所在の明確化

土地所有者等の責務を明確化し、必要に応じて是正措置等を命令

4. 実効性のある罰則の措置

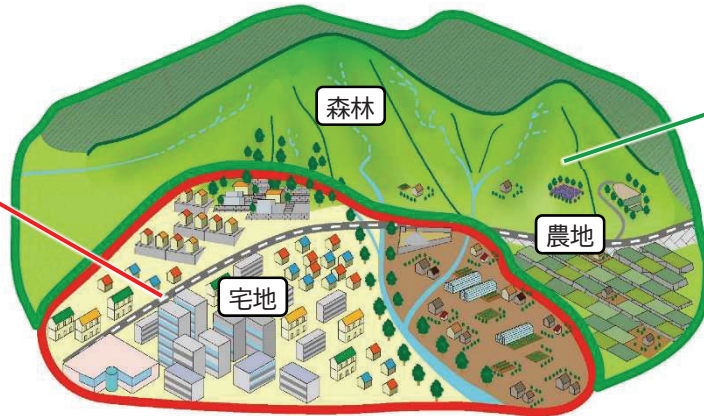
罰則の水準を強化(最大で懲役3年以下、罰金1000万円以下、法人重科3億円以下)

■ 規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
〔県土の約3割〕

※山形市内の規制区域は山形市長が指定します。



特定盛土等規制区域

地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
〔県土の約7割〕

規制区域(案)はホームページをご覧ください。



■ 許可が必要となる盛土等の例

赤文字: 宅地造成等工事規制区域
緑文字: 特定盛土等規制区域

土地の形質の変更
(盛土・切土)



要件	イメージ図
盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	
切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	
盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	
盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの	
盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	

■ 規制の開始時期

令和7年4月

山形県では令和7年4月中に規制区域を指定し規制を開始する予定です。

■ よくある問い合わせ

現在は規制区域がないの？

現在(令和7年4月の規制区域の指定前まで)は、山形県内で盛土規制法に基づく規制区域は指定されていません。また、旧宅地造成等規制法に基づく規制区域の指定も行っておりません。

今やっている工事はどうなるの？

規制区域が指定されるまでに工事が完了する場合には、盛土規制法に基づく許可や届出は不要です。ただし、規制区域の指定時点で工事中の場合、規制区域の指定の日から21日以内に届出が必要です。

盛土規制法について詳しくは **盛土ポータルサイト** をご覧ください。



このリーフレットに関するお問い合わせ先
山形県 県土整備部 管理課
023-630-2436

一時的な
土石の堆積



要件	イメージ図
最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	
最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	